



江山人権福祉センターだより

災害時における人権問題について

1. 災害時における人権問題

〈現状と課題〉

平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災により災害に対する意識が変わり、国の災害対策もその教訓を踏まえることで改善されつつある中で、毎年のように災害が発生しており、随時対策の見直しが行われています。特に平成 28(2016)年は、4 月の熊本地震や 10 月の鳥取県中部地震など、これまで地震の可能性が低いと想定されていた地域で地震が発生し、人命の喪失や建物の損壊など大きな被害が生じました。

災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日常生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要があります。

これらに対応するためには、過去の災害から学び、普段から行政だけでなく地域においても、災害時に一人ひとりの命を守るために必要なことについて考え、自分自身のこととして対策を考え備えることが求められます。

※（鳥取市人権施策基本方針より抜粋）

2. 最近の災害について

〈2023(令和5)年台風第7号豪雨災害〉

令和 5 年 8 月 15 日から 16 日にかけて、台風第 7 号周辺の暖かく湿った空気が流れ込み、局地的に雷を伴った猛烈な雨によって土砂災害が発生。

鳥取市佐治は観測史上1位となる1時間降水量 97.5 ミリを観測し、鳥取市佐治、鳥取市吉方、鳥取市鹿野、智頭町では、日降水量が、観測史上1位を更新し、鳥取市には大雨特別警報が発表され、この大雨の影響で、鳥取県内の東・中部を中心に土石流が発生するなどの大規模な災害が発生しました。



3. 震災等の災害に起因する偏見や差別について

このような大きな災害の発生時には、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動は、人権侵害に当たり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、思いやりの心を持って行動することが大切になります。



そのため避難所での生活等に伴うプライバシー侵害や風評に基づく差別的取扱いなど、災害に伴って起こり得る様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権侵害の発生や被災者への心のケアを含め人権相談等に取り組む必要があります。日頃からご近所で声をかけ合い、互いに助け合う地域づくりを進めていくことが求められます。

※(法務省 HP より抜粋)

開催事業の様子

介護予防教室を開催しました

2月14日(金)に介護予防教室を開催しました。今回の教室では、最初に「(株)さんびる」の福田幸子さん(管理栄養士)より寒くなると外に出ることが少なくなり運動不足になりがちになるため、適度の運動と片寄った食事にならないよう「食事」「運動」「休養」「笑い」を大切にして健康な身体づくりをしましょうとの話がありました。

その後、体を動かして温まろうということで、『ポッチャ大会』を行い、皆さんが真剣にプレーし、大変盛り上がり、参加者から「健康寿命の話も良かったが、ポッチャもとても楽しかった」との声がありました。

《教室の様子》



除雪ボランティアのお礼

2月初めに降り続いた雪により、駐車場に入ることが困難な状況を見かねた地元の方にボランティアで除雪作業をしていただきました。

お陰様でスムーズに駐車場に入ることができるようになり本当に助かりました。ご厚意に心より感謝申し上げます。



3月事業予定

会場:江山人権福祉センター

筋トレ&ストレッチ

3・17日(月) 13:30~14:30

陶芸教室

14日(金) 13:30~15:30

15日(土) 9:30~11:30

子ども食堂

5日(水) 16:00~18:00

26日(水)※昼間 11:30~12:30

学習支援事業

5・12・19(水) 18:30~19:30

会場:倭文老人憩いの家

介護予防教室

23日(日) 10:00~11:30

会場:江山学園(うさぎ児童クラブ)

手話教室

26日(水) 15:00~16:00

※日程については変更する場合がございます。ご了承ください。



3月の専門相談日程

(予約が必要です)

カウンセラー相談

11日(火)・25日(火) 15:00~17:00
1名/1時間(2名まで)

夜間弁護士相談

13日(木) 18:30~20:30
1名/30分(受付3名まで)

会場・問合せ先

中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241

ひとりで悩まないで!

-大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員(カウンセラー・弁護士など)が問題解決のための支援を行っています。